

(様式第1号)

令和 年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては  
その名称、代表者の氏名)

夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

- (1) 補助金の額 金 \_\_\_\_\_ 円  
(2) 算出の基礎

2 補助事業の開始日及び完了予定日

令和 年 月 日～令和 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書  
(2) 申請者の会社概要を確認できる資料  
(3) 基準月の夢洲のコンテナターミナルにおけるコンテナ取扱実績(実入コンテナ搬出本数、空コンテナ返却本数)が確認できる資料  
(4) 市長が別途指定する期間における各コンテナの返却先を確認できる資料  
(EIR (機器受渡証) 等)。  
(5) その他市長が必要と判断する書類

(様式第2号)

大阪市指令大阪港第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長

夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金については、次のとおり交付することとしたので、夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業の内容の変更（夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金交付要綱第11条第4項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めるときは、これに協力すること。
- (5) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令大阪港第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長

夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

令和 年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては  
その名称、代表者の氏名)

夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け大阪市指令大阪港第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日 令和 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第5号)

令和 年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては  
その名称、代表者の氏名)

夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令大阪港第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

(様式第6号)

令和 年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては  
その名称、代表者の氏名)

夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令大阪港第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大大阪港第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長

夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金変更承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金変更承認申請については、補助事業の内容等の変更を承認したので、夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

- ・ 承認した内容

(様式第8号)

大大阪港第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長

夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金中止・廃止承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金中止・廃止承認申請については、補助事業の中止・廃止を承認したので、夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

(様式第9号)

大大阪港第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長

夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金変更不承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金変更承認申請については、次の理由により承認しないこととしたので、夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金交付要綱第11条第3項の規定により通知します。

(承認しない理由)

(様式第 10 号)

大大阪港第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長

夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金中止・廃止不承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金中止・廃止承認申請については、次の理由により承認しないこととしたので、夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金交付要綱第 11 条第 3 項の規定により通知します。

(承認しない理由)

(様式第 11 号)

大阪市指令大阪港第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長

夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金事情変更による  
交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令大阪港第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金交付要綱第 12 条 2 項の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

- 1 取消し・変更の内容
- 2 取消し・変更の理由

(様式第 12 号)

令和 年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては  
その名称、代表者の氏名)

夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け大阪市指令大阪港第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助金の予定金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

- (1) 補助事業の実績（夢洲のコンテナターミナルにおけるコンテナ取扱実績（補助の対象期間における実入コンテナ搬出本数、空コンテナ返却本数）が検証できるもの）
- (2) 市長が別途指定する期間における各コンテナの返却先を確認できる資料（EIR（機器受渡証）等）。
- (3) その他市長が必要と判断する書類

(様式第 13 号)

大大阪港第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長

夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令大阪港第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり補助金額を確定したので、夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金交付要綱第 15 条の規定により通知します。

確定金額 金 \_\_\_\_\_ 円

(様式第 14 号)

大阪市指令大阪港第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長

夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金交付決定取消書

令和 年 月 日付け大阪市指令大阪港第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり交付決定を取り消したので、夢洲コンテナターミナル空コンテナ返却場所一時移転促進事業補助金交付要綱第 16 条の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由